

既存税制のグリーン化案の概要

項目	内容																			
タイトル	環境に配慮した新築住宅に対する減税措置																			
施策名称	○省エネルギー型の住宅を普及します。【新築住宅・建物対策】(RM(1)-1-1) ○新築住宅対策(新築住宅の省エネ化)(新実行計画)																			
背景	CO2排出量の削減のためには家庭部門での対策が急務であるが、その中で住宅の省エネ化を推進することによって大きな効果が期待できる。 国では、住宅・建築物の「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に規定する「次世代省エネ基準(平成11年基準)」の適合義務化について、2020年度までに段階的に実施していく方向で検討中であるが、義務化の前段階として、現在1~2割程度と見込まれる適合率を引き上げていくことが必要である。 そのため「横浜市中期4か年計画」では、新築住宅の率を2割まで引き上げることとしている。																			
目的	省エネ性能をはじめ、一定の性能を確保している長期優良住宅の普及を促進するとともに、次世代省エネ基準等に適合している住宅についてもインセンティブを与えることによって、新築住宅の省エネ化を進める。																			
税の種類	都市計画税																			
グリーン化の対象	①長期優良住宅 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定基準に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅 ②省エネルギー型の住宅 ・「省エネ法」に規定する「次世代省エネ基準」に適合した住宅 ・「省エネ法」に規定する「住宅事業建築主基準」に適合した住宅																			
特定方法	○長期優良住宅は、建築局が発行している長期優良住宅認定書で特定が可能。 ○省エネ基準適合の証明については、以下の書類などで特定が可能。 ・住宅性能評価書(省エネルギー対策等級4)(設計・建設) ・フラット35適合証明書(フラット35Sの省エネルギー性の項目) ・住宅事業建築主基準に係る適合証																			
グリーン化の内容	<p>税制活用方法 不均一課税</p> <p>一定の条件を満たしている新築住宅について、固定資産税の減税に準じて、一定期間、都市計画税を減税する。 ○長期優良住宅については、現行の減税措置をそのまま継続する。 ○次世代省エネ基準(平成11年基準)を満たす住宅については、長期優良住宅に比べると住宅性能が低下することから、長期優良住宅に比べて短い期間、現行の減税措置を継続する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">省エネ基準適合</th> <th colspan="2">長期優良住宅</th> </tr> <tr> <th>戸建て</th> <th>マンション</th> <th>戸建て</th> <th>マンション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ マンション：3階建以上の耐火構造・準耐火構造の住宅 戸建て：一般の住宅(左記以外の住宅)</p>		省エネ基準適合		長期優良住宅		戸建て	マンション	戸建て	マンション	固定資産税	3年	5年	5年	7年	都市計画税	3年	5年	5年	7年
	省エネ基準適合		長期優良住宅																	
	戸建て	マンション	戸建て	マンション																
固定資産税	3年	5年	5年	7年																
都市計画税	3年	5年	5年	7年																
参考数値	<ul style="list-style-type: none"> 年間新築戸数 約30,000戸/年(平成18~22年の5年間平均) 長期優良認定戸数 21年度：1,311戸(1,311件) (6/4~) 22年度：2,421戸(2,177件) 省エネ基準適合戸数 21年度(長期優良+省エネ届出) 2,081戸 22年度(長期優良+省エネ届出) 6,588戸 																			
期間	開始年度：平成25年度																			